

令和6年4月8日

保護者様

北区立八幡小学校
校長 吉田 博

感染症による出席停止のお知らせ

下記の病気は、学校保健安全法第19条により、他の児童に感染するおそれなくなるまで、登校できないことになっています。医師から登校の許可がでるまで自宅療養してください。この期間は、出席停止となり、欠席扱いにはなりません。

病気が治って医師から登校の許可がでましたら、保護者の方が右側の「登校届」に記入して切り取り、登校する日の朝、担任へ提出してください。

※出席停止とは……学校において予防すべき感染症が発生した場合、他の健康な生徒への感染を防止し、
学校内の流行を阻止するために、該当生徒に対して校長が出席を停止する措置のことです。

< 表 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準 >

第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・ペスト・南米出血熱・マールブルク病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・鳥インフルエンザ(H5N1)・重症急性呼吸器不全症候群(SARSコロナウイルス)・中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス)	○治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1除く)	○発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	○特有の咳の消失まで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	麻疹(はしか)	○解熱後3日経過するまで
	風疹(三日ばしか)	○発疹が消退するまで
	水痘(みずぼうそう)	○すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	○主要症状が消退した後、2日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	○病状により学校医、その他の医師において感染おそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	○発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎) など	○病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第2種は、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた時は、この限りでない。

※日数の算定……○○後、△日を経過するまでの場合、○○という現象があった翌日を第1日目として考える。

○○した日 <0日目>	<1日目>	<2日目>	<3日目>	<4日目>	<5日目>
-------------	-------	-------	-------	-------	-------

北区立八幡小学校長 様

登校届

◎児童名： 年 1組

◎病 名：

◎病 医 院 名：

◎発病した日： 令和 年 月 日

◎解熱した日(インフルエンザの場合)：令和 年 月 日

◎医師より登校の許可： 令和 年 月 日から登校可

上記疾患が治癒、または感染のおそれなくなり、かかりつけ医師から登校の許可が出ましたので登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名 印

※医師の診断書は必要ありません。保護者の方が記入して提出してください。

※この用紙は、八幡小学校のホームページからデータを印刷することができます。